

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 あじさいの会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじさいの会(以下「法人」という)定款第9条、第24条に基づき、法人の役員および評議員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」という)の報酬および費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員が法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表1に基づき報酬等を支払う。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 評議員、評議員選任・解任委員が法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2に基づき報酬を支払う。

3 前項の報酬の額は、その者が職務に従事した日数に応じて別表1及び2に基づき支給額を計算しその都度支給する。

4 役員に対して、各年度の総額が25万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人業務に従事もしくは旅行したときは、職員旅費規定に準じて実費弁償費を支払う。

附則

- 1 この規程は平成29年6月12日から施行する。
- 2 この規定は令和2年3月18日から施行する。

別表 1

理事、監事

	額
理事会等会議への出席	1回 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回 5,000円
理事長手当	年額100,000円
監事手当	年額 50,000円
監事監査手当	1回 10,000円

別表 2

評議員、評議員選任・解任委員

	額
評議員会等会議への出席	1回 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回 5,000円
評議員選任・解任委員会等会議への出席	1回 5,000円